

令和元年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R1.7.23	R1.8.1	・国への提案要求 ・自動車排出ガス規制の強化等について	4	1															環境局 環境改善部 自動車環境課	
2	R1.7.25	R1.8.7	平成8年度大気汚染状況測定結果のあらまし 平成9年8月 東京都環境保全局	24	1															環境局 環境改善部 大気保全課	
3	R1.7.24	R1.8.6	25環多改土第160号 25環多改四第60号 27環多改土第1号	96	1															環境局 多摩環境事務所 環境改善課	
4	R1.6.13	R1.8.9	東京都環境確保条例第117条第3項に基づく届出の場所及び環境保全対策が記載された箇所（92件）	185		1					1		1							・東京都又は国、独立行政法人、他の地方公共団体の職員の個人メールアドレス 公にすることにより、本来の業務目的以外のメールが送付されるおそれがあり、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・事業者の担当者氏名、電話番号、メールアドレス 個人に関する情報であるため。 ・事業者の印影 犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課
5	R1.6.13	R1.8.9	「東京都土壌汚染対策指針の全部改正について」（30環改化第1042号） （請求内容8に係る公文書）	342	1															環境局 環境改善部 化学物質対策課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	R1.6.13	R1.8.9	<p>東京都の土壌汚染工事の際に</p> <p>1 住民の健康は守られていると称する証拠</p> <p>3 東京都が「お知らせ看板」を設置するために協議した全ての各報告書・協議書・各種ミーティング等の全ての証拠</p> <p>4 東京都が「お知らせ看板」を業者に委ねながら実際設置されていないケースが多数あると認識した具体的な根拠</p> <p>5 4の証拠がない場合、土壌汚染対策の制度趣旨に鑑みて、「住民の健康と土壌汚染を守る」責務を実施していた証拠</p> <p>6 4の実際に多数の土壌汚染工事の「お知らせ看板」が施工業者に設置していない事実を認知後、作成された当該事実資料等の証拠</p> <p>9 土地土壌汚染対策法の制度趣旨を踏まえ平成15年に法令制定以来、各開示請求内容を斟酌したうえで、住民の土壌汚染から健康を守る主旨でありながら何故</p> <p>1 東京都が現状把握調査をしなかったのか</p> <p>2 住民の健康診断等を実施した事実</p> <p>3 全てにおいて環境モニタリングを実施していない事実</p> <p>等、合理的かつ客観的な平成13年より平成30年3月までの任意での土壌汚染の告知の施策を継続していたことに対する正当性の証拠</p> <p>3について東京都が指導をして掲示板を設置するに至ったか、事業者自ら設置するに至ったかの東京都の指導状況の記録の有無について求めるものとする。</p>	0				1											<p>「土壌汚染対策工事のお知らせ看板」については、健康被害の防止を目的とした土壌汚染対策法には規定がない。また、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例では、事業者と周辺住民等とのリスクコミュニケーションの推進を目的に規定しているが、事業者自らが必要に応じて設置するものとしていた。よって、請求内容1、3、4、5、6、9の各事項に挙げられた証拠等は、取得及び作成はしていないため、存在しない。</p>	<p>環境局 環境改善部 化学物質対策課</p>

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
7	R1.6.13	R1.8.9	・東京都土壤汚染対策指針（平成28年東京都告示第1702号） （請求内容7に係る公文書）	0															請求内容7に係る公文書は、インターネットにより公表されている公文書であり、東京都情報公開条例第18条第2項に該当するものであるため。 なお、土壤汚染対策に係る掲示版等の設置は、平成31年3月31日までは指針上、必要に応じた措置であった。	環境局 環境改善部 化学物質対策課
8	R1.7.26	R1.8.9	水質汚濁防止法に基づく使用届出書（24環自水届第1056号） 水質汚濁防止法に基づく氏名等変更届出書（28環自水届第141～196号） 水質汚濁防止法に基づく氏名等変更届出書（28環自水届第199～261号） 水質汚濁防止法に基づく氏名等変更届出書（29環自水届第159～252号） 水質汚濁防止法に基づく使用廃止届出書（29環自水届第255号）	23	1															環境局 自然環境部 水環境課
9	R1.8.19	R1.8.29	平成30年6月7日付30環多改第96号水銀排出施設使用届出書	10	1															環境局 多摩環境事務所 環境改善課
10	R1.8.22	R1.8.27	平成31年度新海面処分場内貯留池等整備工事 工事設計書、工事金額書、科目別内訳書、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、機械器具調書、材料品調書、設計書総括情報表、工事費構成書、諸経費総括書、諸経費計算書	194	1															環境局 資源循環推進部 埋立管理事務所
11	R1.8.19	R1.8.27	平成31年度新海面処分場内貯留池等整備工事 工事設計書、工事金額書、科目別内訳書、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、機械器具調書、材料品調書、設計書総括情報表、工事費構成書、諸経費総括書、諸経費計算書	194	1															環境局 資源循環推進部 埋立管理事務所